

## 最近の農用地土壌汚染対策について

平成23年3月30日  
水・大気環境局土壌環境課

1. カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の改正について
  - (1) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布・施行（平成22年6月16日）

（改正の概要）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年4月厚生労働省告示第183号）により、0.4 ppm を超えるカドミウムを含む米が公衆衛生の見地から販売等が禁止される食品に位置付けられたことを踏まえ、人の健康を損なうおそれがあるカドミウムを含む米の生産を防止するため、カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件について、米 1kg につき 0.4 mg を超える地域又はそのおそれの著しい地域に改正。
  - (2) 土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正（平成22年6月）

（改正の概要）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年4月厚生労働省告示第183号）により、0.4 ppm を超えるカドミウムを含む米が公衆衛生の見地から販売等が禁止される食品に位置付けられたことを踏まえ、人の健康を損なうおそれがあるカドミウムを含む米の生産を防止するため、カドミウムに係る環境上の条件について、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下に改正。
  - (3) 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令の公布・施行（平成22年6月16日）

（改正の概要）

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定のための試料を採取するほ場全体の濃度レベルをより適切に評価するため、当該採取する方法を、農用地の面積おおむね 2.5ha につき 1 箇所の割合で、試料を採取するほ場を選定し、中央地点及びその他 4 地点での土壌及び作物採取を行うこととした。（別紙参照）
  - (4) 上記改正等に係る都道府県への周知徹底・技術的助言
    - ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部改正等について  
（平成22年6月16日付け環水大土発第100616001号）
    - ・ 土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正について

- (平成 22 年 6 月 16 日付け環水大土発第 100616002 号)
- ・「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律における法定受託事務の処理基準について」の全部改正について
  - (平成 22 年 7 月 26 日付け環水大土発第 100726001 号)
- ・農用地土壌汚染対策地域の指定の解除について
  - (平成 22 年 6 月 30 日付け環水大土発第 100630002 号)
- ・都道府県を対象に、農用地土壌汚染対策に係る説明会を実施し、改正政省令及びその運用について説明。

## 2. 平成 21 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況について 別紙及び参考資料 2 参照

## 3. 平成 23 年度農用地土壌汚染対策費について

### 特定有害物質

- ・カドミウムについて、畑作物等にも適用可能な調査手法を検討するとともに、土壌中のカドミウムに起因するリスクを的確に把握するための調査手法の実証実験等を実施。
- ・中央環境審議会答申において指摘された、土壌及び米に含まれるカドミウムの新たな分析法の導入や精度管理指針の作成に向けた検討を実施。

### 未規制物質

- ・今後、農用地におけるリスク管理が必要となる可能性がある鉛及びヒ素について、全国的な汚染分布に関する文献調査を行うとともに、農作物による吸収特性に関する調査を実施。

## 4. 関係府省の施策の取組状況について

### < 農林水産省 >

#### コメのカドミウム濃度低減のための実施指針（案）の作成

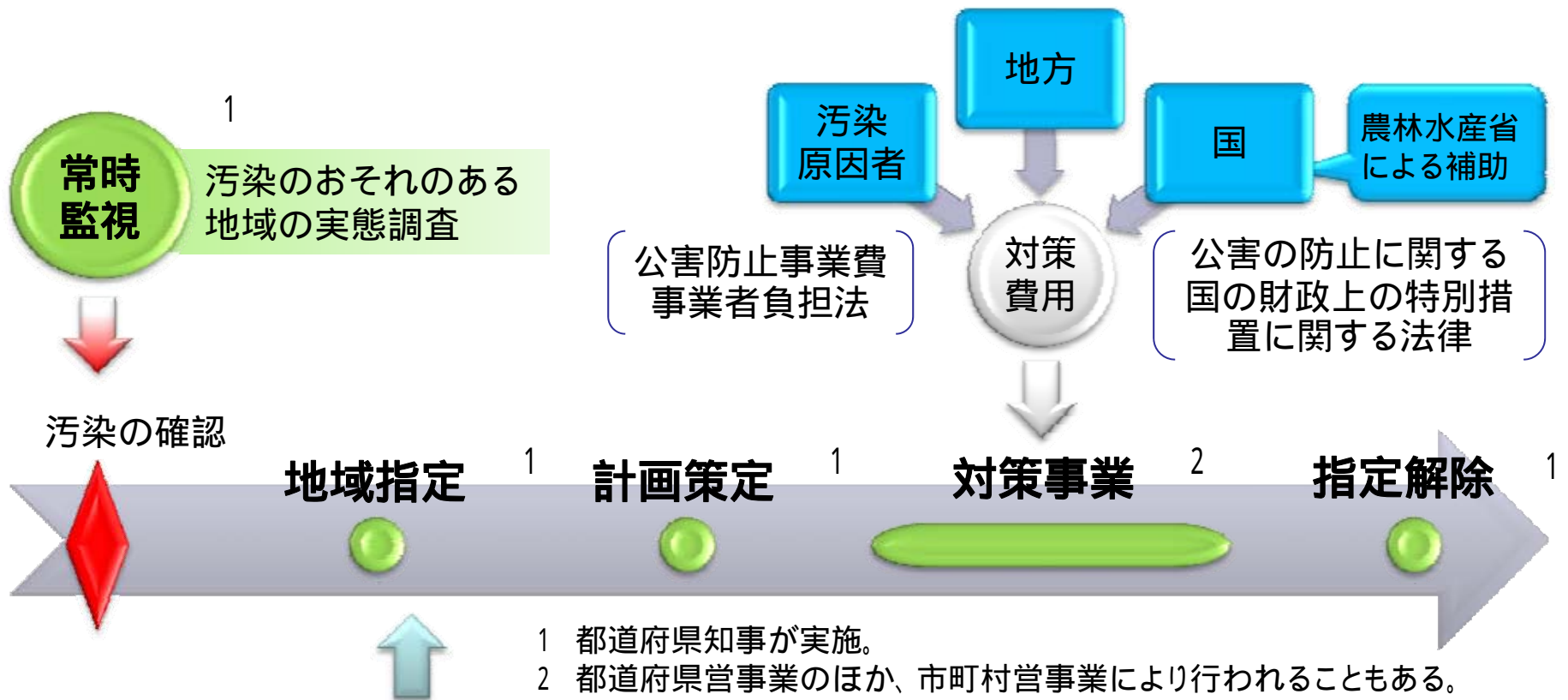
各地域において、それぞれの実態に応じたコメ中のカドミウム濃度低減対策を推進することを目的として、農家を営農指導する立場にある者を対象とした実施指針（案）を作成。同案について 1 月 28 日から 2 月 26 日までパブリックコメントを実施しており、寄せられた意見等を考慮した上で、作成、発出予定。

### < 厚生労働省 >

食品衛生法に基づく米のカドミウムの成分規格を 1.0ppm 未満から 0.4ppm 以下に改正（平成 23 年 2 月 28 日より施行）

# 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

# 制度の概要



指定要件(政令)	人の健康保護	カドミウム	・ 玄米1kgあたり0.4mgを超える地域又はそのおそれの著しい地域
	作物の生育阻害の防止	銅	・ 土壌1kgあたり125mg以上の地域
		砒素	・ 土壌1kgあたり15mg以上の地域

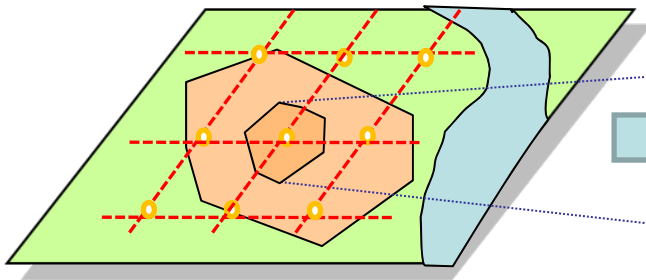
人の健康をそこなうおそれのある農作物の生産を防止する観点から、食品衛生法の規格基準と整合性をとって設定

# 農用地土壌汚染防止法に基づく調査の概要

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令(昭和46年6月農林省令第47号)においては、調査は2.5haごとにほ場を選定し、中央地点及びその他4地点での土壌及び作物採取を行うことが規定されている。

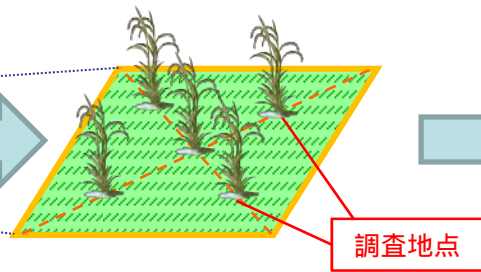
カドミウムに係る土壌環境基準においては、測定方法として、「農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法」と定められている。

## 試料採取ほ場の設定



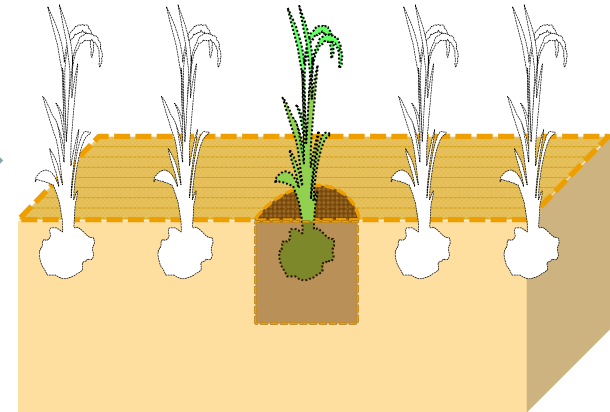
縮尺1/3,000程度の平面図をベースマップとして、1区画がおおむね2.5haとなるように方眼を組み、その交点を含むほ場を選定。

## 調査地点の設定



ほ場の中央地点及びその他4地点を調査地点とする。

## 試料の採取



## カドミウムの検定等

玄米中のカドミウムの量(硝酸・硫酸分解)  
土壌中のカドミウムの量(0.1 mol/L塩酸抽出)  
土性 ほか



## 試料の採取量

稲は、5地点それぞれに立毛している稲4株程度(玄米として約500g~1kg)

土壌は、稲を採取した地点において、地表から地表下15cmまでの土壌を垂直に切り取り、混合し、均一な土壌約1kgを採取。

農用地土壌汚染  
対策地域に指定

指定要件  
に該当

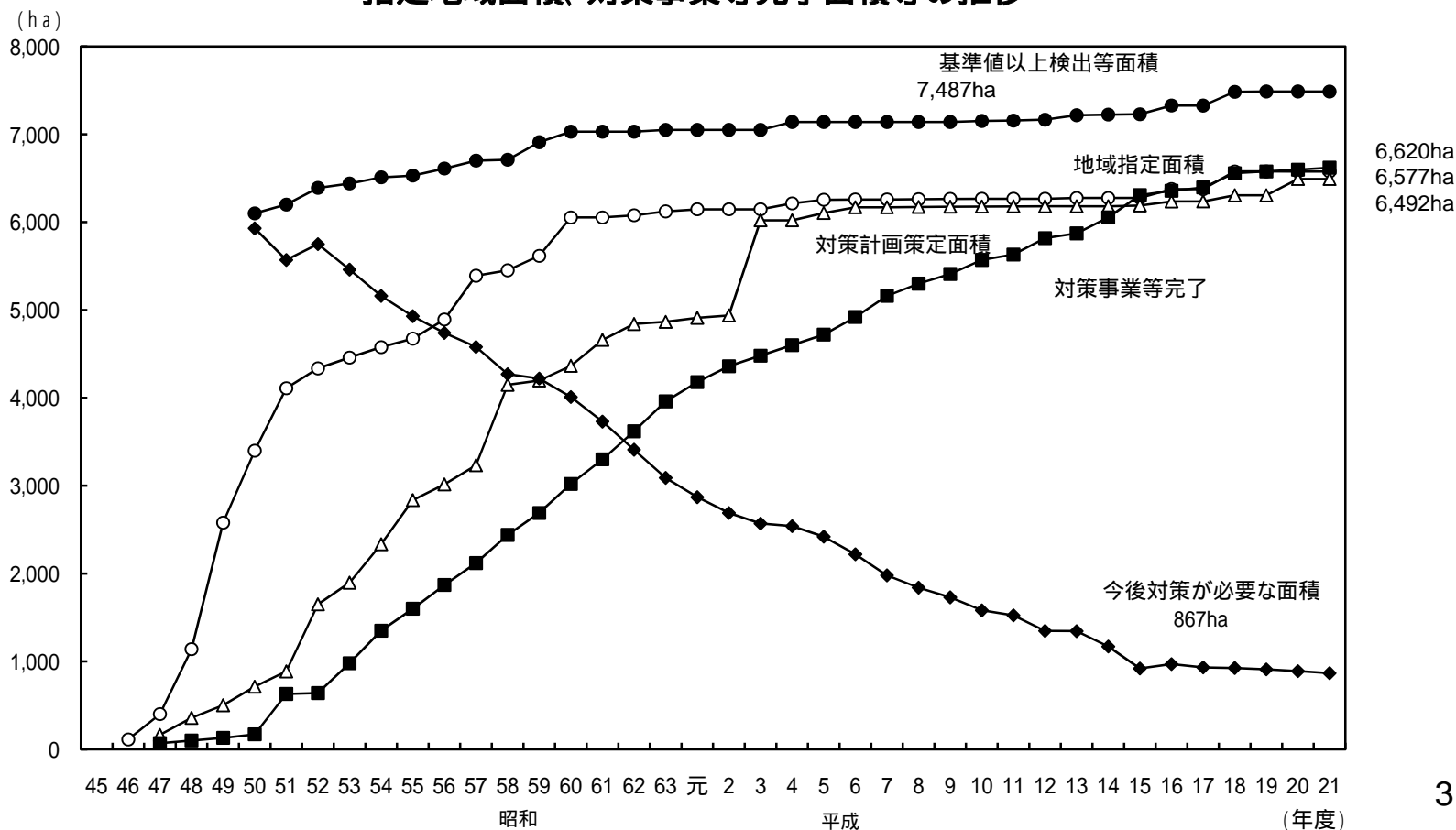
# 農用地土壌汚染対策の進捗状況

- 法の施行(昭和46年)後、数年の間に全国で盛んに調査が行われ、昭和60年までに現在の対策地域のほとんどを指定
- 対策事業はほぼ一定のペースで進捗しており、大半の指定地域で対策が完了

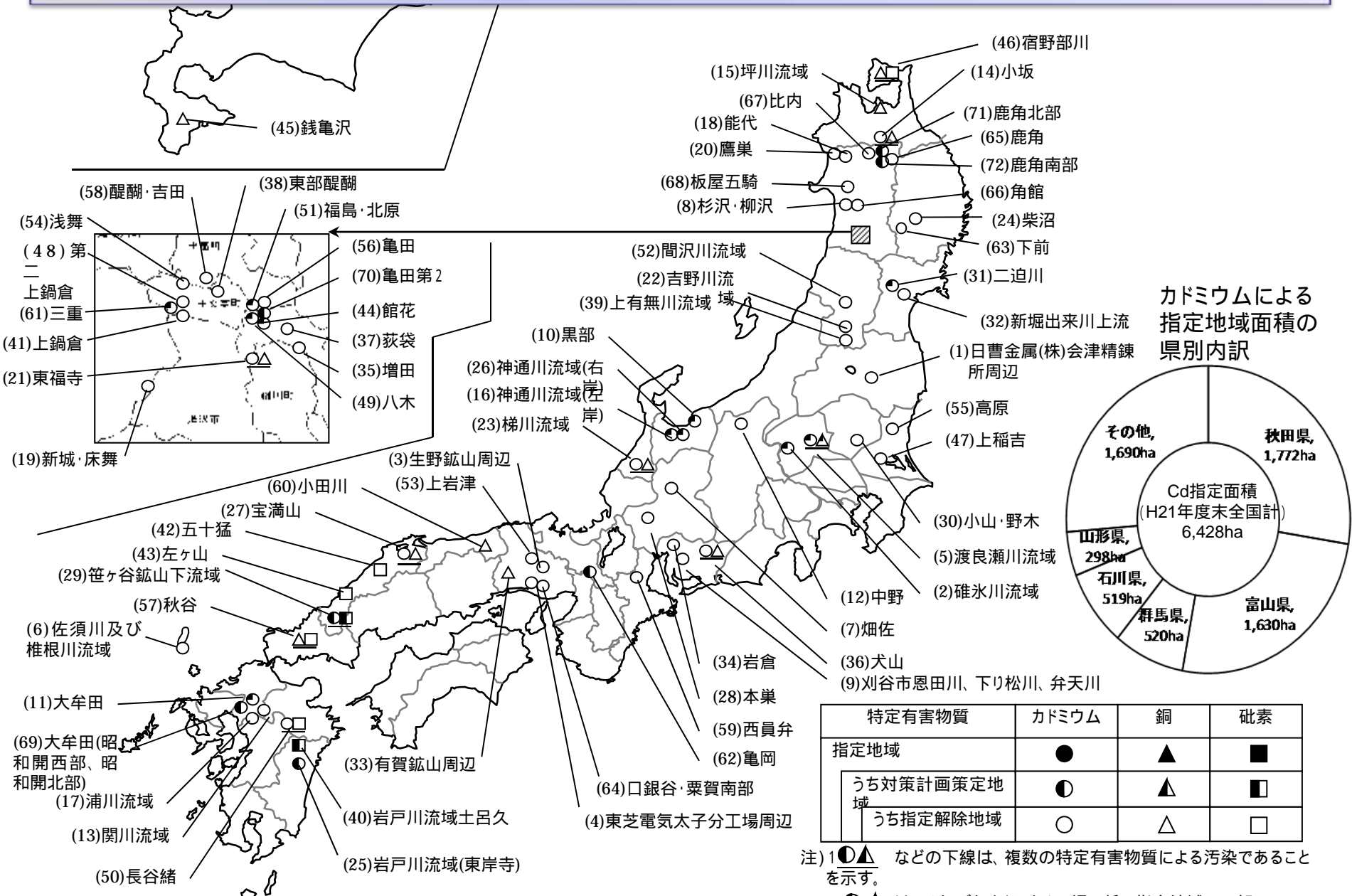
## 汚染物質別指定面積

カドミウム：6,428ha  
 銅：1,225ha  
 ひ素：164ha  
 (平成21年度末現在)

### 指定地域面積、対策事業等完了面積等の推移



# 農用地土壌汚染対策地域の分布



注) 1 ●▲ などの下線は、複数の特定有害物質による汚染であることを示す。  
 2 ◐▲ は、それぞれカドミウム、銅に係る指定地域で一部について指定解除された地域であることを示す。